

平成21年第36回臨時会

あわらし議会会議録

平成21年2月13日 開会

平成21年2月13日 閉会

あわらし議会

平成21年 第36回あわらし議会臨時会 会議録目次

第 1 号(2月13日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第1号の提案理説明・報告	4
議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	4
議案第3号から議案第4号の一括上程・提案理由説明・ 総括質疑・討論・採決	6
議案第5号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	8
議長不信任の動議	9
閉議の宣言	17
議長閉会挨拶	17
市長閉会挨拶	18
閉会の宣告	19
署名議員	19

第36回あわらし議会臨時会議事日程

第 1 日

平成21年2月13日(金)

午後1時開議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 議案第2号 平成20年度あわらし市一般会計補正予算(第6号)

日程第 5 議案第3号 あわらし市民憲章の制定について

日程第 6 議案第4号 あわらし市のシンボルの制定について

日程第 7 議案第5号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について

1. 閉議の宣告

1. 議長閉会あいさつ

1. 市長閉会あいさつ

1. 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
観光商工課長	辻邦雄	教育部長	出店学
会計管理者	山口博行	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第36回あわら市議会臨時会を開会いたします。
（午後2時03分）

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のご挨拶があります。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第36回あわら市議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙のなかご参集をいただき重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、アメリカのサブプライムローンの不良債権問題に端を発した世界経済の悪化に立ち直りの兆しがなかなか見えない中、实体经济にも深刻な影響が出ております。

また、派遣労働者等の雇い止め、解雇、新卒者の内定取消など、さらに深刻な問題が生じてきており、今後、一層の雇用の悪化も懸念されております。

このような情勢の中、国におきましては、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を実施するための、定額給付金2兆円などを含む、総額4兆6,880億円の生活対策関係経費を計上した平成20年度第2次補正予算が、去る1月27日に成立しております。

これを受け、国から地方自治体に対して、事業の実施に向けて補正予算の編成を始めとする速やかな事務の遂行について通知がなされたところであります。

あわら市といたしましては、国の第2次補正予算に関するものを、今回、予算措置することとしたものであり、今後とも、積極的な対応を図って参りたいと考えております。

ご案内のとおり、本臨時会におきましては、5議案の審議をお願いするものであります。

専決処分の報告に関するもの1件、補正予算に関するもの1件、市民憲章の制定に関するもの1件、市のシンボルの制定に関するもの1件のほか、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任に関するもの1件となっております。

議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、見澤孝保君、22番、杉田剛君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第1号の提案理説明・報告

議長（東川継央君） 日程第3、議案第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第1号「専決処分の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号につきましては、市の管理する街灯が倒壊したことにより、車両が破損したため損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、平成20年12月25日、湯の花公園内に設置してある街灯が老朽化し、強風により倒壊したことにより、路上に駐車中の車両に当たり、当該車両が破損したものであり、損害賠償の額を定めることについて、本年1月29日付けで専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長（東川継央君） 議案第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）は、以上をもって終結いたします。

議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第4、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第2号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第6号）」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、3億1,158万3千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億6,825万3千円とするものであります。

次に、補正の主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費の一般管理費で、景気の悪化に伴う緊急雇用対策に係る臨時職員賃金37万2千円を計上いたしております。

秘書広報費では、行政チャンネルの地上デジタル化対応に係る整備事業補助金533万8千円と行政チャンネル映像制作用機器の整備に係る備品購入費1,102万5千円を計上いたしております。

また、定額給付金費では、国の定額給付金給付事業を含む第2次補正予算の成立を踏まえ、給付に係る事務経費として1,517万7千円を計上いたしております。

次に民生費では、児童措置費で、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育て負担に対する配慮として支給される、子育て応援特別手当の給付に係る経費1,806万1千円を計上いたしております。

次に衛生費では、保健費で、妊婦健診に係る助成費152万6千円を増額いたしております。

これは、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的に国が制度改正したことによるものであります。

内容といたしましては、現在、第1子及び第2子について、6回目以降の妊婦健診について自費で行っていたものを、国2分の1、市2分の1の経費負担をすることにより、これに係る経費を無料にしようとするものであります。

次に農林水産業費では、農業振興費で、総合選果場施設整備事業補助金2億2,000万円を計上いたしております。

これは、花咲ふくい農業協同組合が実施主体となり、三国スイカ、池上ナシ、北潟中小品目の各選果場を廃止し、牛山選果場に機能を集約するとともに、中小品目総合選果機等を導入することにより、作業効率を向上させ、市場競争力を高めることなどを目的にその整備を進めるものであり、平成21年度に予定していたものを前倒しして整備しようとするものであります。

次に商工費では、工業導入促進費で、12月補正予算で計上した企業立地助成金や雇用促進奨励金等の工業導入促進経費の財源振替を行っております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費において、市道芦原三国線の道路改良工事4,000万円を増額計上いたしております。

本事業は、本年度から平成22年度の3カ年の事業として進める予定でございましたが、既に整備済みの区間を除く980メートルの舗装と転落防止柵の設置を、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」として行うものであり、事業費を増額し、本

年度での完成を目指すものであります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金として、子育て応援特別手当事業交付金 1,806万1千円、地域情報通信基盤整備推進交付金 581万円、地域活性化・生活対策臨時交付金 1億1,987万5千円及び定額給付金給付事務費補助金 1,517万7千円を、県支出金として、坂井丘陵産地高度化事業補助金 1億9,800万円などを計上しているほか、土木債 2,640万円を増額計上いたしております。

なお、財政調整基金繰入金については 7,600万円を減額いたしております。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今議題となっております議案第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第 2 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号、平成 20 年度あわら市一般会計補正予算(第 6 号)は、原案のとおり可決されました。

議案第 3 号から議案第 4 号の一括上程・提案理由説明・

総括質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第 5、議案第 3 号、あわら市民憲章の制定について及び日程第 6、議案第 4 号、あわら市のシンボルの制定についてを一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第 3 号「あわら市民憲章の制定

について」及び議案第4号「あわら市のシンボルの制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この「市民憲章」及び「市のシンボル」の原案につきましては、先の12月議会定例会に提案し、可決いただきました「あわら市まちづくり基本条例」と同様、市民で構成する「自治基本条例を考えるあわら市民会議」の皆さんが、市民から寄せられた提案などを検討され、去る12月12日に提言をいただいたものであります。

この案について、昨年12月22日から本年1月9日までパブリックコメント手続を実施したところであります。その結果を踏まえ最終案として決定し、今回提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今議題となっております議案第3号及び議案第4号の2議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第5及び日程第6の討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第3号、あわら市民憲章の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第3号、あわら市民憲章の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第4号、あわら市のシンボルの制定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、あわら市のシンボルの制定については、原案のとおり可決されました

議案第5号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第7、議案第5号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第5号「芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、芦原温泉上水道財産区管理委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

現在、財産区管理委員に欠員が生じているため、あわら市温泉5丁目702番地、河野喜範氏を、委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

河野氏は、人格、識見ともに財産区管理委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意されました。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 43 分）

議長（東川継央君） 再開します。

（午後 3 時 27 分）

議長不信任の動議

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16 番、穴田満雄君

16 番(穴田満雄君) 動議の内容は、東川議長の不信任決議案に対する動議を提出します。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 27 分）

議長（向山信博君） 再開します。

（午後 3 時 33 分）

議長（向山信博君） 穴田満雄君から他 5 名から議長不信任案決議案が提出されました。本決議案を日程に追加し追加日程第 1 として直ちに議題といたします。

議長（向山信博君） 追加日程第 1、議長、東川継央君の不信任の決議案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 16 番、穴田満雄君

16 番(穴田満雄君) それでは、只今から東川議長に対する議長不信任案の提案理由の説明をしないと、このように思います。

議長は、議会の運営や議長権限の行使に当たっては、少数意見も尊重し、公正中立を原則としなければなりません。そして、何よりも市民の願いに応える議会となるよう努力しなければならないと。

然るに、議長、東川継央君は、中学校整備問題に関して、昨年 11 月の議会全員協議会の多数意見は「大規模改修ではなく、リニューアルで」ということでしたが、全員協議会では、明確に確認されていません。「リニューアルは 25 億円までとし、この範囲内であっても芦原中学校体育館の改築は認められない」ということを付け加えまして市長に報告し、これを前提とした議会決定に扇動したことは、重大な背信行為であります。

昨年 12 月の産業建設常任委員会におきまして、坂井森林組合等から出された「中学校改修に当たっては、地元産木材を使用してほしい」との要望について、東川議長は「25 億円は目安であって、木材を使うことによって多少増えてもいいのではないかと」発言をしております。

一方、芦原中学校体育館改築を求める P T A の要望につきましては、教育厚生常

任委員会の場で「議会で決定したことであり、要望を取り上げる必要はない」と主張。このことは、東川議長が中学校問題を「教育」でも「財政」でもない、別の思惑で扱っていることを如実に示すものであります。

同時に、このことは昨年3月まで、芦原中学校PTA会長を2期勤め、誰よりも校舎の大改修と体育館改築の必要性を認識していた東川議長が、多くの子供達、保護者、教師等の願いを真っ向から踏みにじったものであります。

なお、向山副議長についても、不信任決議案を出していませんが、東川議長に同調する行動をしており、不信任に値します。

本不信任動議は、6人全員の総意であり、何よりも圧倒的な多数の声であると確信して提出するものである。議員各位のご理解とご支持を心から願うものであります。

以上、私の提案説明といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 只今の穴田議員の議長不信任決議案に賛成の討論をさせていただきます。今の提案理由の説明にもございましたが、議長は、議会運営に当たっては、公正中立、少数意見の尊重、全ての議員の声ができるだけ反映されるように、そして何よりも市民の声がきちんと議会に反映されるように努力するのが当然だというふうに思いますが、この間の議長の議会運営を見ておきますと、この立場から逸脱して、非常に公正な運営が目立つというふうに思います。そして何よりも11月議会におきまして、11月13日、全員協議会の場で中学校整備に関して一人一人の意見を聞いた結果は、リニューアルで良いのではないかと、教育委員会が提案したリノベーションを基本とする3案ではなくて、リニューアルで良いのではないかとというのが多数意見ではあったというふうに思いますが、リニューアルの金額を25億まで、また25億以内であっても芦原中体育館の改築はなしというようなことは全員協議会の場では、一部の議員から発言はあったと思いますが、全体の多数意見では決してなかったというふうに思います。ところが、議長は、副議長とともにこれを市長に伝える際、25億まで、そして芦原中体育館の改築はなしと、これが議会の意思であるというふうに伝え、これは、重大な背信行為であるというふうに思います。

11月17日の臨時議会で市長は、この議会の意思を受けて止む無く25億まで、芦原中体育館の改築はない、という前提での基本設計の委託料を提案するという事になったわけであり、市長が、これが本位でなかったということは、11月13日の全協の場で最後にできれば30億で体育館改築は何とか認めてほしい、ということを出発点としておられますし、17日の臨時議会の議案の提案理由でも議会からそういうふうに聞いたから止む無く、こういう議案を提出したというふうに述べていることでも明らかであり、東川議長は、12月になりましてから、いろんな場で、そういうことは、私は発言していない、というふうなことを言っており

ますが、11月の議会の時には、市長の発言に対して全く否定もしていない。本当に、この11月議会のああいう議案提出になった。これは意図的に議会の意思を捻じ曲げてですね、伝えたというふうにしか思われません。それから、12月議会でこのことについて、2つの要望書が提出されました。先ほども言われましたが、一つはPTAから、一つは坂井森林組合、坪江愛林会、劔岳文化共栄会からのものがあります。どちらも通常の議会の部分で言えば、議会前の議会運営委員会までに提出されたものを、その議会で取り扱うというふうになっていると思います。

そういうルールからすれば、この2つの要望書は、どちらも期限が遅れていた。そういう点では、期限が遅れているから扱わないというのは、一応ルール上、やむを得ないというふうに思いますが、しかし、議長は、この両要望書とも受理をしました。そして、その受理した後に議会運営委員会も開かれておりますが、議会運営委員会には、これを何にも諮らずに、そして常任委員会の場でPTAの要望書については、もう議会で決めたことだから、提出者に納得して帰ってもらったので、扱う必要はないというふうに発言をし、森林組合等の要望書については、これは別のことだから、趣旨を採択すべきではないかということで産業建設常任委員会では、これを採択して、最終日の委員長の報告にも盛り込まれました。こういうふうに本来であれば、当然、議運に諮って取り扱いを協議すべき問題ですが、全く議長の独断でこういう扱いをしているということも大変、おかしい。3つ目に入湯税の問題に関して、職員の処分が行われました。私は、2度ほど全協の場で、この問題について議長はどういうふうにするのか、ということを知りました。その際は、まだ、検討中、協議中である。協議はどこですのかと、議運の場でしたい、というふうに言っておったと思いますが、結局、聞きますと、きちっとした協議は、一度もされておらず、そして、処分はされたということではありますが、一体いつ、どういう処分をしたのか、処分そのものをしたのか、しないのかさえも全く報告がされておられません。こういうふうはこの問題については、議会事務局の職員として、何か都合があって処分をするということではなくて、以前の職責に関しての処分でございます。通常であれば、このことについて人事考査委員会が出した決定にしたがって、速やかに処分するのが、当然だというふうに思いますが、これを意図的に遅らせたり、そして、自分の独断で変更したり、というようなことは許されないというふうに考えます。更に、東川議長は、合併前から芦原町の町会議員として、芦原中学校の改築が必要だということは、推進をされていたというふうに思いますし、合併時の協議の場で芦原中改築ということについても同意をされてきたというふうに思います。先ほどありましたように、その後、2期に渡って芦原中PTAの会長もされていて、芦原中学校の老朽化、改築の必要性、そういうことについては、十分認識をされておったと思いますし、保護者や現場の先生方の意向も十分踏まえておられたいうふうに思います。それをまともな説明もなく、特に体育館改築を認めないと、私自身も未だに25億以内というのは、それは財政理由で、一応、意味は分かりますけれども、25億以内であっても改築は認められないという理由は全く分かりません。

こういうことをきちんとした説明もなく変更される、これは、議長というよりも議員としての資質を疑われることではないかというふうに私は思っております。そういう点で東川継央君の議長辞職を求めるものであります。

以上、賛成討論といたします。

議長（向山信博君） 討論は結構でございますけれども、提案理由の説明の中身、それから、今ほど山川議員の賛成討論の中身と重複しないように討論があれば、また受けたいと思います。

討論のある方。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 反対討論をいたします。

まさにですね、今出てきた提案はですね、我々から見たらまさに良く言います、窮鼠猫を囓むということ、思いもよらなかったことが、急に出てきましてですね、このようなことが、今日このようなことが議会であることは、全く予測していませんでした。ですから、私なりに申し上げる事はですね、ちょっと方向性が違ったことを言うかも知れませんが、反対討論と申し上げます。

議会制民主主義に則ってですね、議会で採択されたものをですね、気に食わないんだと、この少数意見を聞かないのはおかしいんだということですね、これは、全協で良く本件に対しては、何回もやったと思います。それは、少数意見関係なくして、皆さんの意見をですね、それぞれの皆さんが、意見を申し述べたと私は認識しております。たまたまこの中学校問題がですね、少数意見を聞かないと言いますが、じゃ、他の物件に対してもですね、二、三人が少数意見を聞かないといったら何もかもこれは、物事は進まないと思います。

議会はですね、数の世界です。本件は、14対6で採択をされた物件でありますから、これに基づいてですね、今になってまたおかしい、これはその時点の全協なり、その議会の時にですね、この議長の不信任案を出せば、まだ、お互いに真正があったような気がいたしますけれども、もう既に物は走っているし、現に設計にもなっているわけです。それをまたおかしいなんて言う事は、全くそれがおかしいのであって、やっぱり議会制民主主義をですね、尊重しなければならないと私は思います。議長としてはですね、その時は諸般の事情を良く判断し、議事を進めたことであり、何ら問題がないと私は思います。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 13番、牧田孝男君

13番（牧田孝男君） 今ほど坪田議員の方から反対討論がありました。私は、それを聞いていて思ったんですけれども、確かに議会というのは多数で決まっています。その結果を我々は、甘んじて受け入れる必要はあると思います。しかしながら、私が今東川議長の不信任案に賛成したい思いは、実はそれに至るまでのプロセスで、

議長は、常に意見をリードしてきた。相反するいくつかの意見がある時に、議長というのは、そういう意見があることを先ず見つめて、それぞれ意見を大切にしなければならぬと思うわけでありませぬ。しかしながら、東川議長は、再三に亘って、自分の意見をそこで全体の意見であるような、そういうような先走りをしてきたのではないかと、そういうふうには思っているわけでありませぬ。その意味で、山川議員が先ほど述べた事は、正しいことだと思っております。当たり前のことですけれども、議長というのは、議会の代表であります。議会の中に相反する意思があるならば、その双方の意見を先ずもって尊重することが極めて大切であります。自ら一方の意思のリーダーとして振舞うべきではありません。議長としての立場では、議員個人としての意思を、これについては封印するべきであると私は考えております。東川氏には、議長就任以来、そういう意味で議長として、不適切な態度が少なくとも私には、不適切に見える態度が再三に亘ってありました。そういう意味で議長不信任案に関して賛成の意見を申し上げているのであります。

例えば、議長は12月の議会、その時に芦原中学校及び芦原小学校PTAの代表が体育館改築を求める要望書を携えてきた時、流れを説明し、十分納得して帰っていただいた、そういうような説明を我々に対してしたわけでありませぬ。しかしながら、要望書の扱いを議長個人の意見で決めていいはずがないだろうというふうには思っております。当然、議会運営委員会に挙げて問うべきだったというふうには思っております。ついでにいうならば、PTA代表の方々は、全く納得していない、第一納得していたら、要望書を置いてくるはずがないし、ましてやその後で市長室に持って行くはずがないというようなことを言っておりました。そういう意味で、議長不信任案に対して賛成の意見を申し上げるものであります。

議長（向山信博君） 繰り返しますけど、重複発言は避けていただきたいというふうには思います。

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、八木秀雄君

1番（八木秀雄君） 今、議長が賛成意見に対して重複は困るというようなことを言われましたけど、完結に言いますと、提案者の穴田議員、そしてから牧田議員、山川議員も議長の不信任案に対して賛成意見を述べました。私も思われることは、やはり今、東川議長の議長になりました時からのいろんな議長としての資質、議長としてのやはり、中立であって公正でならないということは、今皆様が言ったとおり、私もそれに対して賛成をします。やはり、議長としては、やはりこの議員を上手くまとめまして平等に公正にやはり、聞くことが私は大切ではないかと思っております。多くを語りませぬけど、皆さんが述べましたように私も議長不信任案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

終わります。

議長（向山信博君） 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 私は議長不信任案を賛成の立場で討論させていただきます。

今まで賛成の意見を述べられてきた方とほとんど重複すると思います。でも、自分の思いをここで述べさせていただきますと思います。

議長(向山信博君) 重複はさけてください。

14番(卯目ひろみ君) 議長の立場というのは、いかなる時も先ずは公正中立というのが基本です。中学校の整備事業に関して私はそのところが本当に守られてきたのかなっていうふうに疑問に思っています。先ず、11月17日臨時議会の時に理事者側から上程されました基本計画設計委託料1,500万というのは、14対6で確かに賛成多数で可決いたしました。ただ私、この案についてですが、私達は、この案に対しまして、修正を出しました。30億ぐらいで大体1,800万円ぐらいの修正案を出させていただきました。でもそれは見事に否決されました。何故それを出したかといいますと、先ず、その前の全協の時に、橋本市長が計画ですね、その計画の案をそれまでにリノベーション工法ですとか、いろいろ出ていたわけです。その中で大体30億円ぐらい、工法というのが、もともと理事者側から出されていたリノベーション工法、A、B、C案の中の一つ、そして、芦原中学校の改築は認めていただきたいという発言をされて退席をされました。そして、その後、私達議員全員が東川議長の方から一人ずつ意見を聞かれたわけです。その中では、確かにリニューアル案というのが多かったのは事実です。でもその場では、改築は絶対にいけないって意見もなかったですし、採決されたわけではありませんでした。そしてそのすぐ後だったと思うんですが、東川議長がこの席に市長を呼んで、そして、このことを伝えたいという約束だからと言われました。ですけど、ある議員からリニューアル案と決まったのだから、それを市長のところに伝えてもらえば良いじゃないかと言って言われたんです。

それで私達は、それでいいです。お願いします。ということでした。ところがすぐその後で議案が私の手元に届きました。そして、それを見たら違うんですね、それは、私個人が思っていたのと違ったということなんですが、そして、その案の提案理由で橋本市長は、さっき皆さんが言われているような予算は25億円以内でその中であっても改築は認めないというふうに議会から言われて、その議会の形に沿うように、沿うような形でこの提案したとおっしゃいました。その後にPTAから改築をお願いしたいという要望書が出たり、あと森林組合また、その関係団体から木材を使ってほしいという要望書が出されたわけです。木材のことについては、私は全く異論はありません。そして、私達の産業建設委員会できちっと取り上げられて中できちっと議論が交わされました。そして、その結果、東川議長はオブザーバーの形で出ていらっしゃるんですが、25億円という予算の範囲内でしかだめなんですね、木材を使うという事は大きなお金もかかると思いましたので、ちょっと私はそれを質問してみました。その時に東川議長は、いや予算は25億円にこだわっていい

ない、目安ということだから、少々オーバーしてでも木材は使う方が良いというような発言をなさいました。私はこれは良かったなど、皆さんもこれなら認めていただけ、私もそういうふうに思っていましたので、それで良かったと思いました。その一方私は、教育厚生委員会を傍聴しておりました。そして、その中で、その前の日の委員会を受けてですので、どんな結果が出るのかなとある意味、心待ちにしておりました。ところが、全く取り上げられなかったということです。そして、その時の議長が常任委員である東川議長がお話されたのは、PTAの方が来たけれども、もう議決した後ですし、もう遅いと、そういうふうな言い方をして帰っていただいたとおっしゃいました。ただ、東川議長は、もし、これがもっと前に出ているなら、また話は違ったとおっしゃったんです。11月17日臨時議会の前のことだと思うんですけども、でも、それをPTAの方が、そういうのが出るということ、それから、中身がどういうものであるかということをおんなによく知っていたかなって私は思ったんです。と言いますのは、理事者側にしましても、議会側にしましても何か例えば議会だよりの上ですとか、それから、今までの経過、経緯ですね、そういうのを公的なところで、きちっと説明したかなって思ったんです。私は、してないと思います。ですから、PTA方達もし、それを知らないとしても、それは攻められないのではないかなって思いました。確かに議決されていることですから、いくら私達が反対をしているとはいえ、そのことをどうこうするのは確かにおかしいと思います。でも、もし、議長に皆さんにそういう声を聞いてやろうじゃないかっていう気持ちがあるんでしたら、これは、今ここで議論しておかないとこれが、ずっと後になってから、何か後悔するような気がしてならないんです。私は今、不信任案に賛成という形でここに立っておりますが、何か私、皆さんにそういうことを分かっていたきたいって気持ちの方が強いかもしれません。

議員というのは、温かい気持ちを持って、いろんな問題、市民が悩んでいることですとか、要望していることを聞いて、耳を傾けるということも私達議員にとって大事なことなんじゃないかなと思います。そして、政治というのは、市民のためにあるんです。議員のためにあるわけではありません。私達はその声を聞いたら、先ず耳を傾けて公平中立な議長の下で市民の益になることを考えながら本当に謙虚に議論するだけ、それが私達議員の務めではないかと思えます。従って現在の東川議長には、そのような態度が感じられず、不信任案に決議案に賛成をしたいと思えます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（向山信博君） 他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） 私は只今、提出されました東川議長の不信任案に反対の意見を述べさせていただきます。提案理由で公正な立場で議会の運営に当たっていないと、そういうことを申し述べられましたが、私は、公正中立な立場で議会のリードをしてきたと思っております。この中学校の問題でございますが、以前の議会でも申し

述べましたように統合、2校が対立をいたしまして、なかなか解決の糸口が見つかりませんでした。その中に置いて、山川知一郎議員が、18年12月の教育、総務の合同審査の公式の委員会の席上、芦原中学校も耐震診断をして改修でも良いのではないか、という意見が出されました。これは議事録にも残っております。こういふことで、私達もいろいろ議論をし、その意見で行こう。そのためには2校も認めようと、そういう私達も歩み寄って2校を認め、そして、耐震診断をしたのであります。その結果に基づいて、先ほどの芦原中学校大規模改修、金津中学校改修事業という議案が賛成多数で可決を見たわけでございます。東川議長におかれては、何ら瑕疵がございません。粛々と議会を運営をされたと私は確信をしております。何故、改修でも良いと言われた方達がですね、改築と声だかに叫ぶのか、それが私には分かりません。どうか、私達のリーダーとしてここまでがんばってきた東川議長に対して出された不信任案を否決をしていただきたい。と私は思います。

以上で終わります。

議長（向山信博君） 他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） 只今、提出されました東川議長の不信任案に私は反対する立場から申し上げます。先ほど、坪田議員も申されたとおり、議長はですね、今まで何も少数意見を取り上げなかったということは、私はないと思います。常に全協でも、それから、この間の議会でも反対の討論もありましたし、賛成の討論もありましたし、それで結果的に議員の皆様判断により、中学校の場合は体育館も改修で良いということになったんだと思います。それでこれがですね、市民の声を聞いていないように思いますけれど、我々議員は、皆、地区へ帰って市民の事を聞いてその結果判断したものと私は思います。それでね、今、例えば国会で3分の2議決をしてまでやってると、これはどういう意味でしょうか。やはり、議員の多数意見が、やっぱり多数意見でやっていかないとこの議会はやっていられないということなんです。じゃ、それが3分の2議決で参議院では、反対になって、衆議院でまた再可決ということでも、やはり政府は、それがみんな受け入れなければならないということになっているんですから、やはり、議会の最大多数決というのは、これを蔑ろにしたら、何も成り立たないと、じゃ、そういうことで再議決ってということもありますし、中学校問題については、やはり、あわら市議会で多数決で市長の提案をですよ、可決したんです。皆さん、市長が提案された議案を可決したんですよ。我々は、多数決で。そこで、皆さんは、反対の動議出された人は、私も以前は、市長を応援して、今の市長を誕生させた一人だと思っておりますけれど、この市長の提案にクーレームを付けるということは、一つは、市長不信任案に近いんじゃないかと、私はそう思います。そういったことを申しまして、そういう二点、とにかく、皆様、6人の方は、市長が出された提案は気に入らんのや、ということを表示してるんだと思います。そういうことを皆さん、よう考えてですね、議長の不信任案には、賛成しな

いように、反対するように申し述べて、私の討論とさせていただきます。

議長(向山信博君) 指名以外に発言は謹んでいただきたい、というふうに思います。

他にございませんか。

議長(向山信博君) それでは、これから、議長、東川継央君、不信任の決議案を採決いたします。

議長(向山信博君) この採決は、起立によって行いたいと思います。

議長(向山信博君) 本決議案のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立少数です。したがって、議長、東川継央君不信任の決議案については、否決されました。

暫時休憩とします。

(午後4時17分)

議長(東川継央君) 再開します。

(午後4時18分)

閉議の宣言

議長(東川継央君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(東川継央君) 一言ご挨拶を申し上げます。只今は、私の不信任案が提出をされ、信任をいただいたということで、大変ありがたく思っております。しかしながら、どういった理由にせよ、不信任案を出されということは、これひとえに私の不徳のいたす所と、このように感じているところで、今後十分そのことを厳粛に受け止め、謙虚に対応して参りたいとこのように思っております。

さて、私は、就任して丸1年を迎えさせていただくことができました。この間、本当に大きな市を二つに割るような、大きな問題、課題があったわけですが、就任以来、やはり、理事者と議会が一体となって進む事をこの事が市民に対する責任であり、やはり、市政の課題を進めていく上で非常に大事ではないかなとこのように思いそのことを念頭に十分対応させていただいたつもりでございます。

また、議会の権威というものを十分認識をした上で、この議会制民主主義のルールに則った運営をさせていただきとこのように思っているところでございます。

しかしながら、こういったご批判をいただいたわけですが、やはり、議論は議論として尽くし、やはり、議会制民主主義というこの制度の中で決まったことに前向きに、その後は両者が進んでいくということが、一番肝心であり、当然のことだろうと思っております。そういった中で、やはり、議員がその議会制民主主義の中で一員である議員個々がやはり、そういった意識を十分持っていただく、そうでないとやはり、そのこと事態が市政の混乱であり、議会の権威の失墜になってしまうこのように感じているところでございます。私も含めそういったことを議員一人一人が今一度、十分考えていただきたいなとこのように思っているところでございます。このような場でこういった発言をすべきではないのかなと、このようにも

思うところでございますけども、一言述べさせていただきたいとこのように思ったところでございます。

また、今ほどは市民生活に直結する重要な案件が多数のまた全会一致で議決をいただいたということです。私の方からも感謝を申し上げたいと存じます。

間もなく、21年度の大変重要な3月議会始まるわけですけれども、まだまだ寒い日が続くかと思えますけれども、議員各位には十分体にはご留意をいただいて3月議会に向けて、それぞれの議員活動を努めていただきたいとこのように思っているところでございます。

閉会にあたり、一言述べさせていただき、私のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

先ほどは、提案をいたしました議案を全てお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。特に補正予算につきましては、国の経済対策としての諸々の政策に対して、これに対応すべく補正予算を計上させていただいたものでございまして、これをお認めいただいたことによりまして、市民の生活支援あるいは、消費の喚起、景気浮揚策に多少でもこれは貢献できるものではないかなと思っておりますし、その事務については、なるべく早く執行できますように鋭意努力をして参りたいというふうに思っております。

また、補正予算以外に市民憲章とそれからシンボルの制定につきましてもご決定をいただきました。これは、前回の議会において制定されましたまちづくり基本条例と共に三幅対となりまして、あわら市の大きな象徴として、これからいろんなところで利用し、また市民と共にこれを共有して参りたいというふうに思っております。

ところで、来る3月1日、午後1時30分から、あわら市観光会館におきまして「あわら市誕生5周年記念式典」を開催いたします。

議員の皆様を始め、関係各位には、既にご案内申し上げたところですが、式典では、参加者の皆様とともに、あわら市が歩んできた5年間の道のりを振り返りながら、未来への希望を語り合い共有したいと考えております。ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

なお、当日は、先般募集いたしました「ふるさとあわら地域力コンテスト」の最終選考と表彰式も行う予定です。各行政区や団体の皆さんから多数のご応募をいただいておりますのでご期待いただきたいと思います。

なお、議長のご挨拶にもありましたけれども、またすぐに3月定例会が迫っております。どうか議員各位にはご健康にはご留意されましてご活躍いただきますようお願いを申し上げます御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって第36回あわらし議会臨時会を閉会いたします。

（午後4時33分）

地方自治法123条の規定により署名する

平成21年 月 日

議 長

署名議員

署名議員